

傍聴要領

三豊市成年後見制度利用促進審議会

1 傍聴する場合の手続

忘れ物等の連絡をする場合に備え、氏名、住所、電話番号等を別紙に記入してください。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長(委員長)の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないでください。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。
- (8) 帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯しないこと。
- (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。

3 傍聴席に入ることのできない者

- (1) 酒気を帶びている者
- (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。